

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 24 年 4 月 2 日

【会社名】 日本精蠟株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIRO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 泰邦

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目 22 番 15 号

【電話番号】 (03) 3523-3530 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 細田 八朗

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目 22 番 15 号

【電話番号】 (03) 3523-3530 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 細田 八朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

平成 24 年 3 月 29 日開催の当社第 85 回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成 24 年 3 月 29 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式 1 株につき金 10 円。

第 2 号議案 定款一部変更の件

定款の取締役員数を 12 名以内に改定する。

第 3 号議案 取締役 11 名選任の件

取締役として、渡口勝彦、吉田泰邦、井上寛、齊藤俊雄、西田重信、東照二、細田八朗、関谷正、安藤司、福間芳彦および花崎学の 11 氏を選任する。

第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

監査役として、田澤 繁、新井田勝雄の各氏を選任する。

第 5 号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額 270 百万円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第 1 号議案	13,805	17	0	(注) 1-①	(注) 2 可決 (99.3%)
第 2 号議案	13,544	278	0	(注) 1-②	(注) 2 可決 (97.5%)
第 3 号議案				(注) 1-③	(注) 2
渡口勝彦	13,620	202	0		可決 (98.0%)
吉田泰邦	13,651	171	0		可決 (98.2%)
井上 寛	13,706	116	0		可決 (98.6%)
齊藤俊雄	13,706	116	0		可決 (98.6%)
西田重信	13,705	117	0		可決 (98.6%)
東 照二	13,706	116	0		可決 (98.6%)
細田八朗	13,748	74	0		可決 (98.9%)
関谷 正	13,750	72	0		可決 (98.9%)
安藤 司	13,750	72	0		可決 (98.9%)
福間芳彦	13,741	81	0		可決 (98.9%)
花崎 学	13,722	100	0		可決 (98.7%)

第4号議案				(注) 1-③	(注) 2
田澤 繁	13,771	51	0		可決 (99.1%)
新井田勝雄	13,720	102	0		可決 (98.7%)
第5号議案				(注) 1-①	(注) 2
	13,546	276	0		可決 (97.5%)

(注) 1. 各議案の可決要件は次の通りです。

- ①第1号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ②第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ③第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成の割合の計算方法は次の通りです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び本総会の当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上